

令和6年第1回定例会 一般質問 村長答弁

連議員『赤井川村における災害対策について』

ご質問についてお答えさせていただく前に、令和6年能登半島地震において今なお避難生活を送られている被災者の方々に対し、お見舞い申し上げます。

1点目の耐震基準に満たない住宅割合と住宅・建築物耐震改修事業交付金制度に関してですが、村内には、個人住宅、村管理住宅併せ全1,022戸の住居(集合住宅は棟数ではなく戸数として整理)があります。これには空き家も含まれておりますので、世帯数ではなく戸数としての数値になります。

その中で昭和56年以前に建設され耐震基準を満たしていない住宅戸数は140戸であり、全体割合としては13.7%となります。

住宅の耐震改修事業交付金制度ですが、耐震改修費を補助する市町村に対して国が補助する制度がありますが、赤井川村では制度を設けていないため実例はありません。今後につきましては、昭和56年以前の耐震基準を満たしていない住宅に関しては、改修補助を活用するのではなく、建替え、解体等も考慮した普及啓発が必要であると考えています。

2点目の災害発生時の初動対応については、原則災害対応拠点となる役場庁舎に職員が参集し、職員の安全性を十分に確保する中で、消防や赤井川建設協会とも連携し、被害状況の把握を進めます。

また、大規模災害発生時には、防災計画にもありますが、道内全市町村と協定を締結している「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」による職員派遣や支援物資の提供、陸上自衛隊第11旅団と北後志地域6市町村で締結している「大規模災害時等の連携に関する協定」による災害応急対策、民間企業に関しては、キロロリゾートとの「災害時における協力体制に関する協定」による避難所及び食料等の提供など、国・北海道からの支援をはじめ、あらゆる防災応援協定を活用し、住民、職員の生命と財産を守るべく官民連携による早急なライフラインの復旧、被災者の生活空間、食料等の確保に努めていくことが重要であると認識しています。

3点目の指定避難所における災害備蓄の現状ですが、主要な避難施設における主要な備蓄品についてお答えしますと、体育館には段ボールベッド80組、パーティション類38組など、72時間対応の自家発電設備を有する健康支援センターでは、寝具30組、寝袋40組、ベッド類10組、非常用圧縮肌着セット男女各50セット、非常用トイレ3組(900回分)、生理用品、感染症対策資材、石油ストーブ、カイロ、ガソリン、小型発電機、投光器、飲料水、乳児用ミルク、備蓄食料など配備し、備蓄数の変動はありますが各学校にも同

様に備蓄しています。また、道の駅あかがわにおいては、北海道開発局により道路防災付帯設備として、非常用発電機、水中ポンプ、ガソリン、土嚢袋、簡易トイレなどが配備されており、毎年、操作研修も行われています。

なお、災害対応備品リストは内閣府及び北後志5町村で情報共有しています。

次に、原子力災害における宿泊者ピーク時のキロロリゾートへの避難対応ですが、泊発電所から30km圏外へ国からの住民避難指示がなされた場合については、住民の避難先確保を第一に考えるととともに、観光客である一時滞在者への対応、交通インフラ、自然災害状況をはじめ、キロロリゾートとのみならず近隣市町村における一時滞在者数など複合する様々な要因を考慮しなければならないため、国、北海道、周辺市町村との連携を図り、その状況下における適切な避難に取り組む考えでいます。

4点目の備荒資金組合納付金については、令和4年度決算でお示したように令和5年3月末現在で12億4988万4884円を有しており、コロナ禍も災害事案ということで令和3年度には一部財産の活用を行いました。この財産については、その時々、の議会議員の皆様、そして歴代理事者により災害復旧対応の財源として、今の我々の世代に引き継がれてきたものだとして認識しておりますので、災害対応や防災力向上のために活用することは考えられますが、基本的には、私もこの財産をしっかりと次の世代に引き継ぐ考えでおります。

5点目の防災意識向上のための今後の取り組みですが、学校教育の場をはじめ、平成30年の胆振東部地震を受け、保健推進員協議会、村商工会、社会福祉協議会、保健福祉部局での研修会等を消防とも連携して行ってきておりますので、引き続きこのような活動を進めていく考えでおります。

能登議員『災害対策について』

災害への備えとして、次の4点についてお答えします。

1点目の要配慮者への支援体制ですが、民生担当部局において要配慮者名簿を作成しており、令和6年2月末現在、要介護者、障がい者、妊産婦等168人を名簿登録しております。これらは毎月、名簿更新を行うとともに、地域ケア会議により関係機関と情報共有を図り、毎年、要配慮者の状況についての確認と見直し更新を行っております。

要配慮者の中でも特に避難が困難な方については、その時の被災状況を勘案し、関係機関と連携を図り適切な避難支援を進めていくこととしています。

2点目の停電や断水が続く中でのトイレ対策については、災害等に起因する停電発生時の赤井川・都・常盤の3浄水場への可搬式発電機設置マニュアルを策定しており、水道管等への異常がなければ早急な水道供給確保を行います。

また、下水処理場に関しては72時間対応の自家発電装置を有しており、災害による配管断裂等がなければ下水処理機能への影響はありません。

但し、浄水場や配水池等の基幹施設や水道管・下水道管に損傷があり、復旧の長期化が見込まれる場合は、国・道へ給水支援要請を行い、災害給水体制を早期に確立させます。

3点目の雪害対策についてですが、雪害も広い意味がありますので、「大雪、吹雪、雪崩」と捉え回答させていただきますが、悪天候の際は外出を控えるという危機管理を行っていただくという前提はありますが、村道であれば、道路管理者として雪害に対処するための除雪体制への移行、国道・道道であれば、過去には国道393号をはじめ主要国道が通行止めとなり、その迂回路として道道余市赤井川線が利用され、道路管理者と村が連携し対応を行った経験もありますので、関係機関との情報共有、迅速な除排雪要請を強化し、その対処に当たります。

4点目の道路寸断による孤立化を防ぐ対策ですが、道路の寸断等の対応のため赤井川建設協会との協定を締結しており、地元事業者の協力のもと損傷カ所の復旧対応に当たる考えではありますが、甚大な災害による孤立化が発生した場合には、地元自治体だけでの対応には限界もあることから、国や北海道、さらには災害対応派遣として、自衛隊への支援要請も視野に緊急要請による対応を行わなければならないと考えています。

能登議員『『災害対策について』』

子育て環境に対する私の考えに対する質問にお答えします。

村の子育て環境をどのように捉えていて、どのような取り組みが必要と考えているのかという二点についてまとめてお答えします。

現在村が実施している子育て支援だけで子育て環境は充足されているとは思っていませんが、村政を預かる私としては多くの村民がバランス良く行政サービスや支援を受けられる施策の展開が必要であると考えています。

また、新たな施策の展開には財源の確保も必要不可欠であり、風呂敷を広げ続ける事は不可能なため、新たに環境を整える場合には既存施策の見直しも含めた対応が必要だと考えています。いずれにしても子育て支援を含む施策の新たな展開については、その時々多くの対象者に最も効果が大きいと思

われる取り組みが必要であると考えています。

国はこども基本法に基づく異次元の子育て環境の整備を掲げているので、具体的施策についてはその動向も見極めながら考えていきたいと思っています。

能登議員『農業分野でのゼロカーボン施策について』

農業分野でのゼロカーボン施策について、お答えします。

私も有機農業に対する生産者の意識は高まっていると感じています。ただ農業分野におけるゼロカーボンの取組は個々の農業者の考えが基本であり、理念先行で行政が主導して行うのは難しく、特に経済活動と釣合が取れなければ持続・継続は難しい取り組みになると考えています。

このため、村の役割としては、労働力不足へ対応するスマート農業や気象変動に対応した栽培技術の確立、有機農業の展開など、現在の農業経営環境の諸課題の改善へと繋がる支援事業の展開が、結果としてゼロカーボンやSDGsに繋がるものと考えています。

今後も赤井川村農業の諸課題をひとつでもふたつでも改善させる農業者の意欲と取り組みを支援したいと考えています。